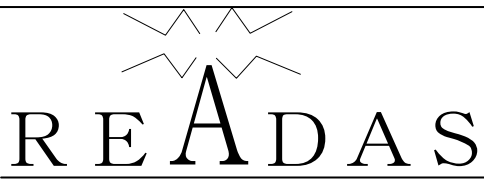


第 4499 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月 6日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 グリーン投資減税

**Q**：平成24年度の税制改正では、グリーン投資減税が拡大されたとか。どんな内容になったのですか？

**A**：一定の太陽光発電設備と風力発電設備に投資した費用は、100%即時償却できることとなりました。

### 【解説】

平成24年分の税制改正では、平成23年度の税制改正で創設されたグリーン投資減税（環境関連投資促進税制）が拡充され、一定の太陽光発電設備と風力発電設備に投資した費用が、100%即時償却できることとされました。

当初のグリーン投資減税は、青色申告法人が平成23年6月30日から26年3月31日までの間に一定のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、1年以内に国内事業の用に供した場合には、取得価額の30%相当額の特別償却ができる（中小企業者等については取得価額の7%相当額（法人税額の20%相当額を限度）の特別税額控除との選択適用が可）という制度でしたが、今年度の税制改正では、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の太陽光発電設備と風力発電設備に投資した費用が、100%即時償却できることとされました。

対象となる設備は、太陽光発電が出力10kw以上であるもの、風力発電が出力1万kw以上であるものです。

